

一 般 競 争 入 札 説 明 書

沖縄県スポーツ未来創造本部が発注するパソコンの賃貸借及び保守に関する契約に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県スポーツ未来創造本部パソコンの賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 契約内容 仕様書による
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 納 入 先 那覇市寄宮1丁目2番16号
沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 国スポ・全スポ準備室

2 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人であり、営業年数が令和8年1月1日現在において10年以上あること。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (3) パソコン機器の賃貸に関し、過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を有していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

●地方自治法施行令（抜粋）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立

を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●沖縄県暴力団排除条例（抜粋）

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

4 申請の方法

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接もしくは郵便で提出すること。なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期限内にのみ補正することを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

※支店、営業所等で申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書、利益処分案を含むこと）

エ 申請する日前の直近3年間の法人事業税及び法人県民税に関し未納がないことを示す証明書

オ パソコン機器の賃貸に関して、過去2箇年の間の契約実績を証する書類（同種・同規模契約の実績）（第2号様式）

(2) 提出先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号行政棟8階

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 嘉手苅

(3) 受付期限

持参または郵送いずれの場合も 令和8年3月13日（金）※必着

※郵送による場合は、書留もしくは特定記録を利用すること。

(4) 入札参加資格の決定

審査結果は令和8年3月16日（月）に全ての提出者に対して電話による回答、及び決定通知書は入札日に手交する。

5 入札及び開札の日時等

(1) 場所 沖縄県庁2階 第2会議室

6 入札方法等

(1) 入札方法

ア 入札書（第3号様式）を持参し参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第4号様式）を持参すること。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則12号）第100条の規定により、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行した実績を証する書類を提出した場合

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は、原則2回とする。

再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 最低制限価格

設定しない。

12 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行した実績を証する書類を提出した場合

13 その他

- (1) 契約を締結した翌年度以降において、予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は本契約を解除できるものとする。乙はそれによって損害を生じた場合は、甲に請求することはできない。
- (2) 申請書関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (5) 参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。
- (6) 入札参加の資格を認められた後であっても、当該入札説明書「3 一般競争入札に参加することができない者」に該当する事実があった場合は、当該入札資格を取り消す。
- (7) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

14 応募に係る質問

応募に係る質問は別添質問表に記入し、電子メールにて提出すること。

(1) 応募に係る質問は別添質問表に記入し、電子メールにて提出すること。

ア 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 嘉手苅
電子メールアドレス kadekays@pref.okinawa.lg.jp

イ 期限 令和8年3月11日（水）

(2) 質問に対する回答は、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課ホームページへの掲載により行う。

ア 回答日 令和8年3月12日（木）

15 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟8階

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 嘉手苅

T E L 098-866-2708 F A X 098-866-2729